

システム開発の裁判例を反映した 契約実務とトラブルシュートの具体例

～民法改正も踏まえて、紛争への実務対策まで～

かけしまひろやす
講師 **影島広泰** 氏

牛島総合法律事務所
パートナー弁護士

日時 平成30年8月6日（月）午後2時00分～午後5時00分

システム開発の紛争については、近時、多くの裁判例が蓄積されてきています。しかし、システム開発のトラブルに精通した法務・総務部門の方は多くなく、裁判例を念頭に置いた契約書のレビューをすることが難しかったり、トラブルの相談を受けた際にどこがポイントであるのかを理解するのが難しかったりするケースがあるように思われます。本セミナーでは、単に「どの場面にどのような裁判例があるか」を紹介するだけではなく、「それを踏まえて、どのような契約条項にするのか。トラブルが発生したときにどのように交渉するか。」に踏み込んで、システム開発の法務を解説していきます。

1 契約書作成・レビューのポイント

- (1) 請負契約と準委任契約
 - ・民法上の違いと裁判例における認定のギャップ
 - ・改正民法の影響
- (2) 一括契約と多段階契約
 - ・プロジェクトが途中で中止になった場合の清算関係の違い
- (3) 責任制限条項の効力
 - ・責任制限条項に関する裁判例を踏まえた契約条項
- (4) トラブルになった際に契約を解除すべきなのか？

2 トラブル発生時の考え方

- (1) プロジェクト・マネジメントについての発注者・ベンダそれぞれの義務
 - ・裁判例の整理
 - ・契約条項への反映
- (2) 「契約書」が存在しない場合の考え方
 - ・契約締結上の過失に関する裁判例
 - ・契約書が無くても契約の成立が認められた裁判例とは
- (3) 債務の内容をどのように特定するか

3 追加費用の請求をめぐるトラブル

- ・「仕様変更に当たります」といわれたらどうするか
- ・ベンダからの追加請求が認められる場合とは

4 システムの「完成」をめぐるトラブル

- (1) 「完成」しているといえるための基準
- (2) 稼動後にバグが発見された場合の取扱い
 - ・改正民法の影響
- (3) 稼動後の脆弱性を踏まえた保守契約レビューのポイント

5 トラブルに直面した際に法務部門が確認すべき事実関係

- ・何を証拠に残しておくべきか、何を証拠に残してはならないのか
- ・RFP、提案書、契約書、議事録等の証拠の位置づけ

～質疑応答～

法律事務所にご所属の方のご受講はご遠慮下さりますようお願いいたします。

【講師紹介】一橋大学法学部卒業、03年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所。ITシステム・ソフトウェアの開発・運用、個人情報の取扱い、ネット上のサービスや紛争に関する案件を中心に、企業法務を取り扱う。日本経済新聞社「企業法務・弁護士調査」2016年情報管理部門において、「企業が選ぶランキング」2位。約30万ダウンロードのiPhone/iPad人気アプリ「e六法」開発者。「法務が知っておくべきシステム開発の用語と書類の読み方」（NBL 1118号～）、「座談会 システム開発取引はなぜ紛争が絶えないのか」（NBL 1115号～1117号）、「法律家・法務担当者のためのIT技術用語辞典（商事法務）」、「個人情報保護法と企業実務」（清文社）ほか著書多数。

※ 録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 経営調査研究会
■後援 金融財務研究会
<http://www.kinyu.co.jp>

Facebook : <http://www.facebook.com/keichoken>
Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>
Blog : <http://keichoken.blogspot.com/>



開催日

平成30年8月6日(月)
14:00~17:00

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8
TEL 03-5651-2030
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅
6番出口より徒歩1分
(開場は開演の30分前です。)

参加費

1名につき34,900円
(消費税、参考資料を含む)
1社2名以上同時に参加お申込みいた
だいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合は
その旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <http://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄
からもお申込みいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下
記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に
合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致し
ませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご
参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料で
ご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時
は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお願いたします。)
ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催される
セミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

システム開発の裁判例を反映した
契約実務とトラブルシュートの具体例
8 / 6

◆参加申込書◆

FAX 03-5695-8005

平成30年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX		
	所在地	E-Mail 〒		
	参加者ご氏名	部課名		
	〃	〃		
	〃	〃		
	〃	〃		
	書類送付先 (*セミナーコード 1467 (Law-301467) (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX	

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。